

スウェーデンの地区委員会： 住民自治の拡充をめざして

伊藤 和良

川崎市経済局 新産業創出担当主幹

分権型社会の創造に向け、基礎自治体における住民自治の拡充が重要視されている。

スウェーデンでは二度の大規模な合併を経て地方自治体の数はおよそ2,500から300以下⁽¹⁾となり、福祉国家推進のための基盤としての効率性の高い自治体行政が達成された。

この後住民参加を補填する手段として地区制の導入が議論され、「フリーコミューン実験」の中で1983年にエーレブロコムーンが「地区委員会」制度を導入した。1987年にはヨーテボリコムーンがこの仕組みを導入することを決定し、以降、ストックホルム、マルメ、ルンドなど10ほどの比較的大規模なコムーンが「地区委員会制度」を設置した。これは合併前のコムーンを基礎として、行政効率に配慮した形でのコムーン内部での権限の移譲であり、住民自治の拡充に向けて「地区委員会」の導入が図られたものである。

現在、ストックホルムやヨーテボリなど、大規

模なコムーンにおいて「地区委員会」が存続している。「地区委員会」は、法人格を有するものではなくあくまで自治体の一機関にすぎないが、多くの権限と財源を有し政治的代表者による運営が保障されている。

日本では第27次地方制度調査会答申が地域自治組織の法制化を提言し、今般の地方自治法の改正により住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」が創設された。分権改革の最終目的は住民の知恵や創意工夫を活かした地域や暮らしづくりであり、実感として「地域や暮らしが変わること⁽²⁾」である。分権型社会の実現は、地域住民の自己決定権の拡充に他ならない。分権の第二ステージに向けて、各自治体は今般導入された「地域自治区」を通じて、今後、どのように住民自治の拡充を図っていくのか、その先見性が問われている。

ここでは、このような状況をとらえ日本における近隣政府の議論への一助とすべく、スウェーデンの「地区委員会」の紹介を行うこととする。初めに、スウェーデンの地方自治体の法的根拠、その権限と内容を整理する。ここでの主眼は、両国の地方自治法の比較を前提に、現段階におけるスウェーデン地方自治の到達点を紹介することである。第二にスウェーデンにおける合併の歴史を整理するとともに、「地区委員会」の創設を可能とした「委員会設置の自由原則」について言及する。第

いとう かずよし

1955年生。中央大学法学部卒。78年川崎市役所に入る。83年スウェーデンのイェーテボリに派遣され、同年スウェーデン社会研究所会員となり、以来同市との交流を続ける。川崎市総合企画局都市政策部副主幹を経て現職。

三に「地区委員会」の内容と制度的な課題を整理していく。

① スウェーデンの地方自治

～地方自治法の比較を通じて

はじめに、地方自治を担うコミニーンなどの法律上の位置づけ、その権限などを確認しておく。

(1) コミニーンなどの憲法(3) 上の規定

スウェーデン統治組織法第1章において「国家統治の基礎」の章を設置し、その第1条は地方自治が国家統治の基本であることを示す。

また、同章第7条において、「スウェーデン国内に基礎自治体であるコミニーン(primärtommuner)と広域自治体であるランステイング(landstingskommuner)を設ける。両者における政策決定権(beslutanderätten)は、選挙によって選ばれた議会(valda församlingar)によって行使される。両者はその責務を果たすために租税を徴収することができる」とし、地方自治を担う二つの組織を規定している。

スウェーデン地方自治法第1章第1条は統治組織法に基づき、「コミニーン及びランステイングは、民主主義と地方自治の基本に基づいて、本法及び特別条例で定める業務に従事する」と規定する。

(2) 分権分離型の自治体

～スウェーデン地方自治法の構成

スウェーデンの公的セクター⁽⁴⁾は、中央政府、ランステイング(県コミニーン)、コミニーン(基礎自治体)の三つである。各々の政府の権限は明確に区分されており、異なった種類の公的サービスを分担している。このことが、スウェーデンの政府間の特徴である。地方政府であるコミニーンは、福祉、教育、住宅供給など、市民生活に関連するすべての権限を有している。ランステイング⁽⁵⁾は医療事務を主たる活動領域とする。

① 地方性の原則～政府間の明確な権限の分離
スウェーデン地方自治法は10章から構成されている。第1章は国土統治と構成要素、第2章はコミニーン及びランステイングの権限、第3章はコミニーンとランステイングの組織と業務形態、第4章は選出された代表者の行動規範、第5章は議会、第6章は執行委員会とその他の委員会の規定、第7章は政策決定への参加形態、第8章は財政管理の規定、第9章は監査、第10章は合法性の審理(司法による統制)である。

このうち、第2章第1条の「地方性の原則」が、各公共セクターごとの明確な権限の分離を法的に定めている。すなわち、「コミニーンとランステイングの地域と構成員に関わるもので、国家及び他のコミニーンやランステイングまたは他の機関が処理すべきではない公共の利益に関する議案は、当該地域のコミニーンと当該地域のランステイングが処理するもの」と規定する。⁽⁶⁾

② 個別法による政府間の権限の明確化

コミニーンの権限は個別の法律によってよりいっそう明確なものとされた。個別法をたどることで市民に身近な事務はすべてコミニーンに移譲されていることが、明らかとなる。たとえば、福祉関連は「社会サービス法」に規定され、児童・高齢者・障害者などのサービスに関する権限は、コミニーンの社会福祉委員会(socialnämnd)またはその他の委員会(地区委員会など)が実施すると規定している。「学校法」にはコミニーンによる義務教育(9年間の基礎学校)、高校及び成人教育に関する規定が規定され、校長及び教師の採用から給与支払いなど一切の学校運営事務がコミニーンの権限となっている。教育に関する国の特定目的補助金はない。さらに、「防災及び災害援助法」に基づくコミニーンの消火・防火の権限、「環境保護法」によるコミニーンの環境監視の権限、「衛生法」による衛生基準監視の権限、「清掃法」による家庭ゴミ回収の義務、「計画及び建築法」により土地利用計画策定などの権限が明記さ

れている。

③ 地方自治体の権限～司法による統制

日本の地方自治法2条2項は自治体の権能を示す規定だが、自治体の排他的事務領域を示すものではない。そこで、2000年の地方自治法改正においては、技術的助言・勧告、資料提出の要求など国等が地方行政に係わるうえでの「関与」の規定（245条～245条の9）定め、国と地方の関係を近代化し団体自治の拡充を図っている。

スウェーデンにおいては既に述べたとおり、一般的原則及び個別の法律によって自治体の活動範囲は決定され、国などが地方自治体の活動に直接に「関与」することはない。最終的にコムユーンなどの活動の正当性を決定するのは最高行政裁判所である。スウェーデン地方自治法第10章に「合法性の原則」が定められており、自治体の決定は法的権限を超えてはならず、その合法性は住民等による訴えを通じて裁判所にて審査されることとなっている。（7）

分権分離型の地方自治制度においては、「関与」といった行政統制は不要となり、地方自治体の構成員である住民（8）によって地方自治体の司法統制が行われる。ここが、スウェーデン地方自治の核心であり、地方自治の到達点だと考える。

2 地方制度の改革

～自治体合併の光と影

（1） 地方制度改革の歴史

現在、コムユーンは多くの権限と財源を有しているが、地方団体が地方自治体（地方政府）として、その地位を確立するまでには長い時間を必要とした。

スウェーデンでは、「市民生活に関する権限の受け皿」をつくるために二度にわたる自治体合併が行われ、かつて2,500あった市町村は278の基礎自治体に集約されていった。

1952年の第一次改革では、3,000人がめざすべ

き人口規模とされ、この結果、2,500あった自治体は1,037に集約された。だが、それでも都市化の波は衰えず地方都市の過疎化をもたらし、逆にストックホルムなどの大都市では人口が爆発的に増えていった。過疎と過密、都市化の進行は大きな問題を生じさせた。

1962年から1973年までの第二次改革において、合併は当初、それぞれの自治体の自主性に任せていた。しかし、都市化の波は激しく、社会民主党政府は自主的合併の方針を投げ捨て、野党の反対を押し切り、1974年1月1日までに自治体合併を終了させることを議決した。この後、強制的に合併は進められ、1974年、地方自治体は278に集約された。そして、この後再分割され、2000年の時点では289の自治体が存在する。

これら自治体合併に基づきスウェーデンの地域、県、自治体の形が定まり、国から地方に多くの権限が委譲されていった。

（2） 分権型社会創造に向けた明確な意思の表明～中央政府の真摯な努力

日本では、スウェーデンの自治体合併がマスコミなどで引き合いに出されることが多い。二度にわたる合併で2,500の自治体を約300に集約したことや、高度な福祉の受け皿のためにどうしても合併が必要だったということが、日本における合併の動きと妙に符丁があうからなのかもしれない。

自治体合併をどのようにとらえるか。それは、住民一人ひとりがどのような自治をめざすのか、そのことにつななる問題である。効率性の要請と自己決定の要請、両者をどのように調和させるのかが非常に難しい。おそらく、それは数理的な問題や財政論だけではない。その地域に住む一人ひとりの共通意識が芽生えなければ完成しないし、地域としての新たな将来像の提示や、共同体としてのまとまりが成否を決めるよう思う。スウェーデンの地方制度改革の歴史から私たちが学

るべきものは何か、それは次の二点だと考える。

その第一は、なぜ合併が必要だったか。そのメリットは何であり、デメリットは何であるかという、合併の過程で行われたさまざまな議論の内容である。合併に賛成する側は、適切なサービス実施のためには、権限の受け皿としてある程度の自治体規模が必要であると主張した。反対する側は、決定はできるかぎり市民の近くで行われるべきであり、合併は地方分権の理想に反すると主張した。

第二は、中央政府が真摯に、合併にともなうデメリットを払拭すべく努力を払ってきた点である。何のために合併を行うか、それは市民ニーズに的確に対応できる地方政府をつくり上げるためにある。すなわち、地域の個性と多様性を重視し、市民生活優先の豊かな社会の実現を図ること、市民ニーズにきちんと対応できるよう、地方政府の財源を保障し権限を確立することである。

権限を受け止める自治体ができた後、スウェーデンでは次のような分権改革が順次行われていった。それは、強制的にでも地方自治の受け皿をつくろうとしたこと、そのことに対する中央政府の真摯な対応であり、分権社会創造に向けた明確な意思の表明にも思える。

- ①1974年、自治体の課税権、税率の決定権確立
- ②1979年、自治体の自主起債権確立
- ③1982年、社会サービス法の施行（高齢者・障害者・児童福祉は市の権限）
- ④1984年、フリーコミューン法成立、実験開始
- ⑤1992年、新地方自治法施行（1月）、フリーコミューン実験の終了、委員会編成の自由化（義務設置は議会・理事会・選挙管理委員会）、エーデル改革の施行（高齢者医療は市権限）

3 地区委員会の創設

～住民の声に的確に応える近隣政府

スウェーデンにおける分権型社会に向けた歩みは確かなものである。このようにして生まれたスウェーデンの地方自治組織は市民の直接選挙による市議会と、市議会の構成比に基づく執行委員会が基本⁽⁹⁾となる。市議会（Fullmäktige）は4年に一度市民の直接選挙⁽¹⁰⁾によって選出される。首長は直接に選挙で選ばれることはない。日本の首長にあたるものは「執行委員会（Styrelsen）⁽¹¹⁾」であり、議会の各党派の構成割合によって執行委員会の構成が決められる。執行委員会は指導と調整を行う機関であり、各政党はもっとも中心的な代表者を送り込む。その任務は、議会の決定の実施（行政執行）であり、議会で決定されるべき案件の準備である。

行政活動を行ううえで多くの「委員会（Nämnder）」があり、政治的代表者は委員会組織においてその活動の主要な部分を担う。委員会組織は、その管轄の範囲、権限の面において国際的に見ても独特のものである。「地区委員会」は数ある委員会の中のひとつである。ここでは、委員会制度の説明を行ったうえで「地区委員会」の説明に入る。

（1）委員会設置自由の原則

市議会の定めにより、各種の委員会を自由に組織できることがスウェーデンの地方自治制度の大きな特色である。これは、フリーコミューンの実験（1984年-1991年）を経て具現化されたものである。執行委員会と同じく、各行政組織は委員会の形態をとっている。委員会は執行委員会と同じく、議会によって任命される。委員会のトップは政治的代表者であり、議員または各党が推薦した者が選任される。

スウェーデン地方自治法第3章第3条は、「議会が執行委員会の他に、業務の遂行に必要な委員

会を設置することができる」とし、第4条は、「議会は、委員会の業務分野と委員会相互の関係性を定めなければならない」としている。

(2) 地区委員会の組織概要

地区委員会の創設はフリーコミューンの経験に基づくものであり、「委員会の設置自由原則」に基づき、地域割による行政活動を必要とする大規模自治体が選択し設置するものである。地区委員会制度も、分権型社会創造に向けた合併後の住民自治拡充方策の一つとして位置付けることができる。

私が定点観測を続けているヨーテボリコミューン⁽¹²⁾では、1987年に市議会において市域を21の地域に区分し、21の「地区委員会」に福祉、教育、文化など市民に直接影響を与える権限を委譲することを決定した。そして、1990年に、地区委員会制度は実行に移され、地域ごとにばらつきはあるものの平均2万人が福祉・教育・文化の基本的な単位となった。

ヨーテボリコミューンは、45万人という北欧の自治体としてはきわめて大きな人口規模を有しながら、市域内の分権をすすめ、各地区ごとに権限と財源を委譲している。人口と財源の集中があるからこそ効率的な都市経営が可能であり、そうであるがゆえに、市民により近い所に権限と財源を置くことができ、市民の声に基づいた効果的な公共サービスを提供することができる。とくに、福祉・教育・文化などのサービス供給は、総合的な視点に立ち地域の実情を踏まえたうえではじめて効率的で民主的な運営ができる。

いま、21の地区委員会は各地域ごとの社会的な問題を取りあげ、市民ニーズに基づいた地域運営を積極的にすすめている。決算資料によれば、市税収入の約半分が地区委員会に交付されており、保育園、基礎学校、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、文化・レジャーに関する決定と運営の権限が地区委員会にある。

21ある地区委員会のうち、フレールンダ地区⁽¹³⁾を例にあげると、その中の他の委員会と同じく、「地区委員会」のトップは政治家である。11人の委員は市議会の党派構成に基づき、与党である社民党などから6人、野党である稳健統一党などから5人の委員が推薦され就任している。

事務局以下が自治体職員であり、政治代表者の集合体である委員会の指示、または委任にもとづき事業を展開する。フレールンダ地区の場合、10課にわかれ、コムューンから移譲された権限と財源に基づき約800人の職員が事業活動を行っている。1～3課は児童施設担当、4～6課は高齢者施設担当、7課は社会手当（生活保護）、8課は知的・身体障害者担当、9課は障害者のパーソナルアシスタント担当、10課は余暇施設担当である。児童施設、高齢者施設を担当する課がそれぞれ三つあるのは、より市民に身近な所で福祉を実現するためである。フレールンダ地区をさらに、スロツツバリエット（Slottsberget）地域、ビヨルコス（Björkås）地域、ヤーンブロート（Järnbrott）地域の三つに細分化し、それぞれ約4,000人を一つの単位としている。小学校区規模の独立した福祉コミュニティが存在する。

(3) 地区委員会制度の評価

ヨーテボリ市の地区委員会創設時の目標は、次の四点である。

A；市民参加の拡大による民主主義の活性化、B；市民の自己決定権の拡充（地域での問題解決）、C；地区全体の包括的な視野による施策決定、D；効率良く質の高いサービスの提供。

新たな試みとして生まれた「地区委員会組織」だが、制度自体についてはスウェーデン国内においても未だ賛否両論⁽¹⁴⁾があり、手放しの評価はむずかしい。

① 地区委員会に対する賛否両論

メリットとしては、地区委員会創設により選挙民と政治的代表者とのあいだの接触の機会が増大

し、行政に対する監視の改善がはかられた点である。また、より多くの政治的ポストが生まれ、責任の分化による職員の自立性と働きがいの増大などがあげられる。地区委員会設置の目的である「A；市民参加の拡大による民主主義の活性化」と、「D；効率良く質の高いサービスの提供」とは相反する面がある。だが、ヨーテボリコミューンなど大規模自治体の場合、もともと福祉関係の事務所を有しており、地区委員会創設に伴う組織・人員増などは生じなかった。特に、地区委員会の創設と同時に行革の一環としてさまざまにスクラップアンドビルドが行うことでコストの削減を図ってきた。たとえば、ヨーテボリコミューンのフレールンダ地区委員会では、行政の効率化に向けて中間管理職の廃止・兼務の増加、保育園・幼稚園・小中学校の経営の統合などを行っている。

デメリットとして、自らの所属する小さな地域のことしか考えない思考様式に陥る危険性があげられている。市民は地域のことに関心を持つようになったが、逆に地域内の学校の増設や高齢者施設におけるサービスの拡充など、直接の利益に係わるもののみ興味関心を持ち、コムューン全体の中での判断を思考停止したとするものである。また、規模の経済の利点減少など負の側面も指摘されている。ヨーテボリで行われた市民意識調査においても、いまだ、民主主義の達成という包括的な目標は達成されておらず、市民がこの改革を通じて影響力の増大を実感していないとの厳しい指摘もある。

② 根源的な課題～市民による直接選出をどうとらえるか

このように賛否両論はあるが、その根源的な課題は「地区委員会の委員を地域住民が直接に選出することを認めるか否か」である。現在、地区委員会の委員は通常の委員会と同じく議会の各党派の構成によって決められ、各党派が適任者を候補として選出する。場合によっては、地域住民と何の交流もない委員が選出されることもある。

1991年の地方自治法改正の段階で、直接に地区委員会の代表を市民が選出するという案は採用されなかった。なぜなら、そのような方式を選択した場合、コムューン全体の責任を持つ議会の権限を制約すると考えたからである。各地区ごとに市民の直接選挙により委員を選んだ場合、コムューンが地区ごとに分解する危険があると指摘された。また、地区ごとの政党色が鮮明になってしまい、予算配分や住民サービスに差が出る可能性が懸念された。さらに、課税権はコムューンにあり地区には独自財源がなく、コムューンから移譲財源によって運営している。したがって、その使途については最終的にはコムューン議会の決定に従うべきとするものである。

4 おわりに

スウェーデンにおいては、合併など大きな社会経済環境の変化を経て分権分離型の自治体が創設された。地方行政を担う主体である各コムューンは独立した権限と財源を持ち、法的にも重要な存在として明確に位置づけられている。現在、住民自治の拡充に向けて、大規模なコムューンでは「地区委員会」が大きな役割を果たしている。

日本において、スウェーデンの「地区委員会」を議論の俎上に乗せるためには、スウェーデンの地方自治の現時点における到達点を議論の前提とすべきである。「地区委員会」のみを取り出し、その組織構成や市民意識の反映方策を検討するだけでは見落としてしまう点が多い。

日本の「地域自治区」・「地域協議会」と、スウェーデンの「地区委員会」とは、権限と財源の面で両者は決定的に異なる。スウェーデンの「地区委員会」には権限と財源がコムューンから移譲されており、市民生活にかかわる福祉、教育などは各地区委員会の権限に基づき決定し執行する。「地区委員会」は意思決定機関であり、議会の議員構成に基づき各党の代表者が委員に就任する。

そして、この決定権限の差異を生み出すものは委員の選出方法の違いである。スウェーデンの政治は国から地方に至るまで、比例代表制に基づく政党政治が基本である。これは地方自治法の組織を貫くものもある。たとえば、地方自治法に政党支援の規定（第2章第9条）があるのは日本と大きく異なる。委員会に関する規定で言えば、第4章第10条aの規定が注目される。ここでは、「委員会の政治的多数派が議会の多数派と一致しなくなれば、当該委員会の全政治代表者を解任」できるとし、各委員会の公的代表性を保障している。

この規定からわかるとおり、各委員会が意思決定機関として存続できるのは、比例代表制選挙により市議会議員が民主的に選出され、各党派の議会における占有率が決定されるからである。その比率に基づき委員会の各党の構成が決まる。地区委員会の意思決定を保障するのは、市民の直接選挙により各党派への支持が決まったこと、市民意思が表明されたととらえるからである。政党政治が市民社会の中に根を強く張っていることが「地区委員会」の公的代表性を保障している。

日本における「地域協議会」の構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。首長の任命であり首長権限の正当性に由来する。「地域協議会」は自治会や町内会関係者、NPO従事者、公募市民などによる市民代表機関と言えても、「いつ、誰が、どういう根拠に基づきその個人を代表としたのか」、この問い合わせに対する答えは首長権限のみを根拠としては無理がある。地域の将来構想など抽象的な事案についての一応の決定をゆだねることが可能だとしても、より具体的な事案について地方自治体としての意思決定をゆだねることには誰しもが躊躇せざるを得ないし、市民合意に至るまでにはより多くの困難を伴う。⁽¹⁵⁾

市民意見を反映するための多くの窓を用意するという点で、「地域協議会」が住民自治を拡充することは間違いないにしても、そこから「近隣政

府」を構想するのはあまりに期待過重に思える。やはり、「地域協議会」は首長の諮問機関であり、「その権限として、地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴」き、「また、「市町村の長その他の機関に意見を述べる」存在である。

川崎市における区行政改革の検討の中でも、意思決定機関としての「区民会議」の創設は大きな課題であった。近隣自治政府型として、現行の行政区の区役所に権限を委譲し、地域住民の代表機関として「区民会議」を創設する方向性も探られた。だが、実質的に「区民会議」が決定できるものは何かを探っていくなかで、区政方針の策定、区に関する計画などについての区長の諮問に答えていく組織、諮問機関として制度設計⁽¹⁶⁾することとなった。

市民代表の法的位置づけが明確とならない段階では精一杯の試みであり、こうした試みを繰り返しながら一歩ずつ新たな展開が進んでいくものと思う⁽¹⁷⁾。そして、さらなる議論が行われるまでには、地方自治法のいくたびかの改正があり、「準区議会の創設」なども俎上にのっているはずである。その段階で、スウェーデンにおける地区委員会での議論、直接に区民代表を選出すべきか、全市の代表である市議会と区議会との関連はどうかなどが検討されることとなる。

スウェーデンの「地区委員会」から考えた場合、「新たな公共」を中心とした市民と行政の協働による理念的なものと、「近隣政府」の議論とは微妙にズレがあるようと思える。現在の「近隣政府」の議論が、地域コミュニティの拡充をめざすものなのか、新たな意思決定機関をめざすものなのか、今後の議論に着目したい。■

《注》

- (1) 現在、スウェーデンは21の地域にわかれ、20の県コムユーン（県、スウェーデン語でランステイング『Landsting』）と289のコムユーン（基礎

自治体、市、スウェーデン語でコミューン『kommun』が存在する。スウェーデンのコムニーンの規模は、人口70万人のストックホルムコムニーンから人口3,000人未満のビュールホルムコムニーンまで様々である。戦後の合併策を受けて現在289コムニーンのうち過半数のコムニーンが人口1万7,000人以上、11コムニーンが人口10万人を超えるという状況となっている。

(2) 地方分権推進委員会の委員長見解（地方分権改革で日本をどう変えるか）において、国と地方の関係が変わることを第一段階とし、最終的に地域やくらしが変わること、住民の自己決定権の実現を最終目標に掲げている。（1995年12月22日）

(3) スウェーデンの憲法典は、統治組織法、王位繼承法、議会法、言論の自由法の四つである。

(4) 摂著「伊藤和良、スウェーデンの分権社会、新評論、2000年」119頁の図を参照願いたい。

(5) ランディングは広域自治体ととらえられるが、ランディングとコムニーンの関係は日本の県市関係とは異なる。コムニーンの活動に対する不服申し立てを受け付けるのは国の出先機関であるレーンである。ランディングとコムニーンはそれぞれ独立した自治体であり上下の関係はない。

(6) これ以外にも平等取り扱いの原則（第2条）、過及的不利益行為の禁止原則（第3条）、非営利性の原則（第7条）、産業への支援原則（第8条）など、興味深い一般原則が第2章に集められている。これらはいずれも判例によって確立してきたものであり、1991年の法改正時に条文として規定されたものである。

(7) 第10章第1条は、「コムニーンまたはランディングの構成員は、コムニーンまたはランディングの議決に対し、訴えをすることにより地方行政裁判所（länsrätten）にてその合法性を審理にかけることができる権利を持つ」と規定する。訴えの期間は3週間以内であり（第6条「掲示板に議決に関する議事録の整理された文書が掲示された日から」）、コムニーン等の議決が法律またはその他の規範に違反していたり、手続の違反、自治体の権限を逸脱している場合にそれらは無効（第8条）となる。コムニーン等は「ある議決が法的効力を得た判決によって無効化され、もしその議決が既に実施されていた場合、議決を下した組織は可能な範囲で実施（する計画）の修正をするように検討し、修正された議決は不适当に遅延することなく公表（第15条）」しなけ

ればならない。

- (8) 構成員については第1章第4条に規定がある。「コムニーンの構成員はそのコムニーンに住民登録をした者、コムニーン内に固定資産を保有する者、そのコムニーンの地方税を課せられている者である。」
- (9) 摂著「伊藤和良、スウェーデンの分権社会、新評論、2000年」128頁の図参照
- (10) 9月の第三日曜日で、国・県・市レベルの選挙が同時に比例代表制により実施される。
- (11) 地方自治法第3章第2条は、「地方自治体議会は地方自治体執行委員会を設立しなければならない」とし、第6章第1条～第6条に詳細な規定がある。
- (12) ヨーテボリコムニーンも周辺都市との合併を繰り返し、市域を拡大していった。地区割は、合併前のコムニーンの区域を基礎として、行政効率に配慮して調整した結果である。歴史的経緯に基づき、21の「地区委員会」が創設された。
- (13) フレールンダ地区委員会組織については、摂著「スウェーデンの分権社会」の42頁の図を参照願いたい。
- (14) ルンド大学のアグネ・グスタフソン教授が、「スウェーデンの地方自治」でその評価をまとめている。（「スウェーデンの地方自治」、アグネ・グスタフソン、岡沢憲美監修、穴見明訳、早稲田大学出版部、2000年）
- (15) 日本の各地で試みられている「まちづくり条例」における地域協議会などにおいて、市民間の合意を求める動きを支援する立場であり、そういった活動の中から「新たな公共」が現実のものとなることを懇願する。だが、現実の地域協議会での「一般意思の確定」は、課題が具体的なものとなればなるほど困難なことも事実である。たとえば、斜面緑地に建設されるマンションをめぐってどれほどの議論が尽くされても全員の合意とはならず、参加者が多くの不満を持ちながら立ち去ることを、幾重にも経験してきた。横須賀市をはじめとした先駆的条例の制定はあるが、土地問題の根源、「計画なければ開発なし」の理念が確立されない限り批判の応酬は続いていく。
- (16) 「区行政改革の基本方向」40頁以下、川崎市区行政改革検討委員会、委員長：辻琢也政策研究大学院大学教授、平成16年5月
- (17) 伊藤和良、「政令指定都市における行政区の現況と改革の展望について」、都市問題2003年4月、55頁以下